令和3年2月定例会 一般質問通告要旨

順番 13

質問議員名	加藤 和雄	
質問項目	質 問 要 旨	要求答弁者
1 「新発田市地域 公共交通整備の 方向性」について	1月26日の全員協議会において、「新発田市地域公共交通整備の方向性」について、市長から報告があった。今後の公共交通整備の基本的な考えとして、①周辺地区の移動手段の早期確保に向け、学校統合時期をまたずとも整備を進める。②全市統一手法で高齢化に対応した運行手法「新発田デマンド方式」を全市に展開。③地域の努力を運行に反映する仕組みとして、運行継続の判断基準の導入。地域との協働により利用状況に応じて増便等の見直しの実施。④中心市街地における市街地循環バスの運行充実で、まちなかの活性化につなげる。の4点を示している。	市長
	 (1) 松浦地区デマンド乗合タクシー実証運行の検証結果、運行を維持していくための運行の最適化として、現段階では、1日2往復の運行で、一定程度の利用者ニーズに応えられると述べてあるが、運行回数の不足やバス停まで歩く距離が大変で利用をためらう人がいるのではないか。 (2) 来年度計画の豊浦地域の方から、ドアツードアでのデマンド乗合タクシーの要望を聞くが、意向調査の実施や実証運行で検証すべきではないか。 	
	(3) 地域の利用実態に応じて、運行継続の判断や運行内容を見直していく「地域の努力を運行に反映する」仕組みを導入するとして、基準値からの増減状況を示しているが、基準値はどのように設定するのか。 (4) 市街地循環バスの運行充実で市街地の公共交通空白域の解	
2 生活保護につ いて	消はできるのか。 コロナ禍の影響による失業などで、生活が困窮する人が増えている。生活保護は、社会保障の「最後のセーフティネット」だ。厚労省のホームページには、生活保護を申請したい方へ「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と福祉事務所の一覧を示し、案内をしている。 生活が困窮したとき、誰もがためらわずに申請し、保護を受けられ	市長

ることが求められる。

- (1) コロナ禍での影響による、生活保護の相談件数の現状について何う。
- (2) 厚労省では「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」や「保護申請について、よくある誤解」例えば、「持ち家がある人でも申請できます。」などをホームページで大きく案内している。誰もが申請しやすくなるよう、市でもホームページ等で周知を図ってはいかがか。
- (3) 保護申請から決定までの期間はどのくらいかかるか。
- (4) 生活保護世帯のエアコンの設置状況は。
- (5) 熱中症防止のため、2018 年に、その年の 4 月以降から、新規の保護開始や転居などに対して、エアコンの購入費用 5 万円が認められることとなった。冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算があるが、命の危険が大きい夏場においては、夏季加算はない。2018 年 4 月以前の生活保護者は、いまだにエアコン購入費用は認められていない。夏季加算の創設と2018 年 4 月以前の保護受給者のエアコン購入費用を国に求めるべきではないか。
- 3 就学援助について
- 3 就学援助につ (1) 就学援助申込で年度途中の申請件数はどのくらいあるか。
 - (2) 援助項目にクラブ活動費を追加することはできないか。

教育長